

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月17日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第46号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1 （略）			別表第 1 （略）		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
99	電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の市町にある、電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号） <u>第5条第1項</u> の販売業者に係るものに限る。） (1)～(4) （略）	全町	99	電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の市町にある、電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号） <u>第9条第1項</u> に規定する販売業者に係るものに限る。） (1)～(4) （略）	全町
(略)			(略)		
150 の16	<u>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</u> (1) <u>法第52条の認可</u> (2) <u>法第55条（法第56条第2項及び第69条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知</u> (3) <u>法第56条第1項の認</u>	<u>三島市 富士宮市 富士市 藤枝市 湖西市 牧之原市</u>	150 の16	<u>削除</u>	

可 (4) 法第58条第1項の承認 認 (5) 法第65条の助言及び指導 (6) 法第66条の規定による報告の要求 (7) 法第67条第3項の承認 認 (8) 法第68条の規定による命令 (9) 法第69条第1項の規定による認可の取消し (10) 法第70条第1項の規定による届出の受付 (略)	(略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- (1) 別表第1の150の16の項の改正及び次項の規定 公布の日

(2) 別表第1の99の項の改正 令和7年12月25日
- 2 前項第1号に掲げる改正の施行の際現に効力を有する改正前の別表第1の150の16の項の規定により市の長が行った認可その他の行為又は現に市の長に対して行っている申請その他の行為は、同号に掲げる改正の施行の日以後においては、知事が行った認可その他の行為又は知事に対して行った申請その他の行為とみなす。